

Misuno report

第96号

発行人	御簾納会計事務所
	TEL:03 - 3357 - 1212
	FAX:03 - 3357 - 1468
	E-mail:faxnews@misuno.co.jp
	URL:http://www.misuno.co.jp/

発行日 平成22年11月10日

飛行機の利用や買い物などで貯まる「マイル」。たまったマイルを利用する場合に、思わぬ問題が生じる場合があります。そこで、今回はマイルに関する税務上の取り扱いを整理してみたいと思います。

マイルの税金

～ 社長が私的利用の場合は課税も～

飛行機の利用が多い方やカードで多くの買い物をする方の中には、「マイル」がたまるのをひそかな楽しみにしている人も多いと思います。この「マイル」、自分のプライベートで貯めて使うのならば、もちろん何の問題もありません。しかしながら、社長が、法人名義のカードでためたマイルを私的に利用する場合は注意が必要です。マイルの利用が、社長に対して「経済的利益の供与」があったものされる可能性があるのです。この場合、社長に対する「給与」と見なされ損金不算入となるばかりか、社長には所得税が課されてしまうことになります。

一方、出張の旅費や会社の経費を、個人のカードで立替払いをし、マイルが付与された場合はどうでしょうか？この場合、カード会社から本人への贈与となり、マイルを利用した際の一時所得の額に算入されることとなります。ただ、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他の一時所得も加算して、特別控除額を超える場合に所得税が課税されることになります。当局では「役員個人のマイレージカードにポイントが加算されたことを把握しても、源泉所得税を加算するのは困難。実際に貯めたポイントと特典を引き換えたときに、特典相当額の一時所得の申告が適切に行われているかをチェックする」としています。

公務員が公費で出張する際に貯めたマイルを個人の旅行に利用していたことが問題になったことをご記憶の方も多いと思います。マイルを貯める行為自体が会社に直接損害を与える訳ではありませんが、トラブルを避けるため、マイルに関する社内規定を設けておくことも必要ではないでしょうか。

今後この御簾納レポートをE-mailでご希望されるお客様は、御社名と送信先アドレスをご記入の上、下記メールアドレス宛てにご送信ください。

✉ E-mail:faxnews@misuno.co.jp